

「信用リスク(標準的手法)」の概要

2018年2月

金融庁／日本銀行

- * 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した最終合意文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。必ず最終合意文書(原文)に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

目次

1. 見直しの目的・経緯
2. 第二次市中協議文書からの主な変更点
3. 銀行向け債権
4. 事業法人向け債権
5. 特定貸付債権
6. 株式・劣後債等
7. リテール向け債権
8. 不動産担保債権（居住用不動産）
9. 不動産担保債権（商業用不動産）
10. 通貨ミスマッチ
11. オフバランス項目
12. デフォルト債権
13. 信用リスク削減手法

1. 見直しの目的・経緯

【見直しの目的】

- 規制のリスク感応度の向上（外部格付や担保水準に応じたりスクウェイト(RW)の細分化等）。
- 全体的な資本賦課水準の引上げを目的とするものではない。

【経緯】

- 2014年12月：第一次市中協議文書を公表。
- 2015年12月：第二次市中協議文書を公表。
- 2017年12月：市中からのコメント及び定量的影響度調査(QIS)の結果を踏まえ、最終化。
- 2022年1月：最終規則の適用開始（完全実施は2027年1年より）。

2. 第二次市中協議文書からの主な変更点

- リスクウェイト(RW)及びオフバランス項目の掛け目(CCF)の調整

- QISの結果等を踏まえ、全体的な資本賦課水準が現行規則と同程度になるよう、RW及びCCFを調整。

- 例1: 事業法人向け債権(BBB格)のRWを、100%から75%に引下げ。

- 例2: 住宅ローンについて、LTV(住宅ローン残高/担保価値)に応じて適用されるRWを引下げ。

LTVの水準	LTV ≤ 40%	40% - 50%	50% - 60%	60% - 80%	80% - 90%	90% - 100%	100% <
RW(現行規則)	35%						75%
RW(市中協議)	25%	30%	30%	35%	45%	55%	債務者のRW (ex.75%)
RW(最終規則)	20%	20%	25%	30%	40%	50%	

また、返済資金が不動産の賃貸・販売収入に依存している場合についても、LTVに応じて適用されるRWを引下げ。

LTVの水準	LTV ≤ 50%	50% - 60%	60% - 80%	80% - 90%	90% - 100%	100% <
RW(現行規則)	35%					75%
RW(市中協議)	70%	70%	90%	120%	120%	120%
RW(最終規則)	30%	35%	45%	60%	75%	105%

- 例3: 無条件に取消可能なコミットメント(法人向け)に対する掛け目(CCF)を、75%から10%に引下げ(現行は0%)。

- 各国実務等への配慮

- 例1: 株式のRWに関する経過措置の導入(適用初年度から5年間かけて段階的にRWを引上げ)。

- 例2: 一定の要件を満たす契約(専用当座貸越)をコミットメントから除外。

3. 銀行向け債権①

- 現行規則：(イ)ソブリンの外部格付、又は(ロ)貸出先の外部格付を参照してRWを決定(本邦：(イ)を採用。邦銀向けは一律20%)。
- 最終規則：(イ)貸出先の外部格付を参照してRWを決定(表A)、又は(ロ)貸出先の自己資本比率規制等の充足度に応じてRWを決定(表B)(※)。

(※)無格付債権、又は、本国の規制で外部格付の利用が認められない場合。

A. 有格付債権

貸出先の外部格付	AAA to AA-	A+ to A-	BBB+ to BBB-	BB+ to B-	Below B-
長期債権のRW	20%	30%	50%	100%	150%
短期債権のRW	20%	20%	20%	50%	150%

※ 短期債権：原契約の満期が3ヶ月以下の債権、又は原契約の満期が6ヶ月以下の貿易金融関連債権

B. 無格付債権(貸出先の自己資本比率規制等の充足度に応じて3つに区分)

	定義	RW(長期債権)	RW(短期債権)
Grade A	貸出先が「規制の最低水準+バッファ」を満たす場合。 ※更に、貸出先のCET1比率が14%以上かつTier1レバレッジ比率が5%以上の場合、長期債権のRWは30%。	40%	20%
Grade B	貸出先が「規制の最低水準(バッファ除く)」を満たす場合。	75%	50%
Grade C	規制の「最低水準(バッファ除く)」を満たしていない場合、直近1年間で監査人が不適正意見又は継続企業の前提に重要な疑義を表明した場合。	150%	150%

3. 銀行向け債権②

最終規則：貸出先の外部格付を参照してRWを適用する場合の留意点

1) 政府支援を加味しない外部格付を参照。

- 貸出先が破綻状態に陥った場合に政府支援を受ける蓋然性を加味した外部格付は参照不可（但し、各国裁量で、規制実施から5年間は、政府支援を加味した外部格付の参照を認めることが可能）。

2) デューデリジェンス（貸出先の評価）の実施

- 貸出実行時及びその後定期的に、内部格付又は第三者機関の分析等を活用し、貸出先のリスクプロファイルを評価する。
- デューデリジェンスの結果、外部格付が示唆するよりも高いリスク特性が判明した場合、少なくとも一段階高いRWを適用する（外部格付に基づくRWより低いRWの適用は不可）。
- 監督当局は、銀行のデューデリジェンスが適切に実施されているかを評価。実施されていない場合、所要の措置を講ずる。

4. 事業法人向け債権

- 現行規則：貸出先の外部格付を参照してRWを決定（無格付の場合は100%のRWを適用）。
- 最終規則：貸出先の外部格付を参照してRWを決定。
 - 有格付債権は、銀行向け債権と同様、デューデリジェンスの結果を踏まえ、必要に応じ、保守的にRWを調整。
 - 無格付債権のRWは、中堅中小企業（売上高5,000万ユーロ以下の企業）向け債権は85%、それ以外の債権は100%。

貸出先の外部格付	AAA to AA-	A+ to A-	BBB+ to BBB-	BB+ to BB-	Below BB-	無格付 (中堅企業)	無格付 (その他)
RW (現行規則)	20%	50%	100%	100%	150%	100%	100%
RW (最終規則)	20%	50%	75%	100%	150%	85%	100%

※ なお、外部格付を規制上利用できない地域の銀行は、投資適格債権に65%、その他の債権に100%のRWを適用。

5. 特定貸付債権

- 現行規則：事業法人向け債権と同様の扱い（外部格付を参照してRWを決定。無格付の場合は100%のRWを適用）。
- 最終規則：有格付債権（案件格付に限る）は事業法人向け債権と同様に扱い、無格付債権は以下のRWを適用。
 - オブジェクト・ファイナンス： RW=100%
 - コモディティ・ファイナンス： RW=100%
 - プロジェクト・ファイナンス： <運用段階前>
RW=130%
<運用段階(※1)>
RW=80%（高信用力(※2)）、100%

※1「運用段階」：①ネット・キャッシュフローが正であり、契約上の債務残高をカバーするのに十分、かつ、②長期債務が減少している場合。

※2「高信用力」：一定の要件（プロジェクト会社が運転資金等をカバーする十分な資金を有する、プロジェクト会社の収入源（取引相手）が中央政府・公共部門・RW80%以下の事業法人、プロジェクト会社のデフォルト時に債権者が契約上保護される、など）を満たす場合。

6. 株式、劣後債等

- 現行規則：株式及び金融機関発行の劣後債には、100%のRWを適用。法人発行の劣後債には、外部格付を参照してRWを決定。
 - 但し、金融機関発行分の、10%超出資や意図的な相互持合いは、自己資本控除。

- 最終規則：

- ✓ 株式：250%のRWを適用。但し、投機的な非上場株式には400%のRWを適用。

- 現行規制からのRWの引き上げに対して、5年間の経過措置有り(適用初年度のRWは100%。2年目以降、30%ずつ(投機的な非上場株式は60%ずつ)段階的に引き上げ)。

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
株式(下記を除く)	100%	130%	160%	190%	220%	250%
投機的な非上場株式	100%	160%	220%	280%	340%	400%

- 「投機的」：短期売買目的の投資や、ベンチャーキャピタル等への投資が該当。但し、顧客との長期的な取引関係を構築するための保有・取得、事業再編のためのDESによる取得は対象外。

- ✓ 劣後債等：150%のRWを適用(金融機関発行・法人発行共通)。

※金融機関発行分について、10%超出資や意図的な相互持合いは、引き続き、自己資本控除。

※自己資本控除の対象とならない「その他TLAC債」の閾値内での保有にも、劣後債と同様に150%のRWを適用。

7. リテール向け債権

- 現行規則：以下の基準を満たす場合、75%のRWを適用。
 - 債務者基準：個人または複数の個人向け、または中小企業向け。
 - 商品基準：リボルビング型与信及び与信枠、個人向け与信及びリース、中小企業向け与信及びコミットメント。
 - 小口分散基準：一債務者に対する総エクスポージャーの額が、リテール・ポートフォリオ全体のエクスポージャーの額に占める割合が0.2%を超えない。
 - 金額基準：一債務者に対する総エクスポージャーの額が、100万ユーロ(1億円)を超えない。
- 最終規則：基本的に現行規則と同様の扱い。
 - 追加要件を満たす債権(ランザクター)には、45%のRWを適用。
 - ※「ランザクター」：クレジットカード与信のうち過去12か月間に返済遅延のない債務者向け与信、又は、過去12か月間に引出実績のない当座貸越。
 - 上記4基準を満たさない場合、個人向け債権は100%のRWを適用。中堅中小企業向けは事業法人向け債権として扱う。

8. 不動産担保債権(居住用不動産)①

- 現行規則: 全額が担保で保全されている場合(LTV≤100%)、35%のRWを適用。全額保全でない場合、75%のRWを適用。
- 最終規則: 一定の適格要件を満たす場合、LTVの水準を参照してRWを決定。

– LTV = 住宅ローン残高 ÷ 担保価値(貸出実行時の計数。但し、各国当局は市場価格の下落を反映するよう求めることも可能)

– 適格要件(以下6要件を全て満たす必要あり)

①担保が完工物件、②抵当権が法的に実行可能、③銀行が第一抵当権を保有、④債務者が十分な返済能力を保有、⑤担保不動産の適切な評価、⑥債務者の返済能力や不動産評価額等に関する情報の適切な文書化

A. 一般債権のRW

LTV ≤ 50%	50% < LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV ≤ 90%	90% < LTV ≤ 100%	100% < LTV
20%	25%	30%	40%	50%	70%

※適格要件を満たさない場合、債務者のRWを適用(例:リテール向け債権(個人)の場合、75%のRWを適用)。

– RW決定方法の代替アプローチ

各国裁量で、代替アプローチ(LTV比率55%以下の債権部分を有担保債権とみなして20%のRWを適用し、残りの債権部分を無担保債権とみなして債務者のRWを適用)を採用可能。

8. 不動産担保債権(居住用不動産)②

B. 返済資金が不動産の賃貸・販売収入に依存している場合のRW

LTV ≤ 50%	50% < LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV ≤ 90%	90% < LTV ≤ 100%	100% < LTV
30%	35%	45%	60%	75%	105%

※前頁と同様の適格要件を満たさない場合、150%のRWを適用。

- 「返済資金が不動産の賃貸・販売収入に依存している場合」
 - 例えば、債務者が、返済原資の50%超を担保不動産から生じるキャッシュフローに依存している場合は、これに該当する。
- 一方、以下の場合には、これに該当しない。
 - ①担保不動産が債務者の主たる居住地である場合
 - ②一定戸数の賃貸しか行っていない個人への貸付の場合
 - ③法律で規制された団体・非営利団体等への貸付の場合

9. 不動産担保債権(商業用不動産)

- 現行規則: 100%のRWを適用。
- 最終規則: 居住用不動産と同様の適格要件を満たす場合、LTVの水準を参照してRWを決定。

A. 一般債権のRW

LTV ≤ 60%	60% < LTV
債務者のRW(但し、60%が上限)	債務者のRW

※適格要件を満たさない場合、債務者のRWを適用。

※各国裁量で、代替アプローチ(LTV比率55%以下の債権部分に債務者のRW(但し、60%が上限)を適用し、残りの債権部分に債務者のRWを適用)を採用することも可能。

B. 返済資金が不動産の賃貸・販売収入に依存している場合のRW

LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV
70%	90%	110%

※適格要件を満たさない場合、150%のRWを適用。

- 但し、開発・建設目的で土地を取得する(ADC)法人向けの貸出には、100%(一定の要件(※)を満たす居住用不動産向けの場合)又は150%(それ以外)のRWを適用。

(※)居住用不動産用の適格要件(P11)を含む健全な引受基準を有すること、及び、事前販売・リース契約が全体の相当分を占めていること、等。

10. 通貨ミスマッチ

- 現行規則：資本賦課対象外。
- 最終規則：リテール向け債権（個人）・不動産担保債権（居住用不動産）について、貸出金と債務者の収入（source of income）に通貨のミスマッチがあり、かつ、ヘッジ^(注)されていない場合、該当するRWを1.5倍する（但し、150%が上限）。

(注) 有効なヘッジと認められるためには、natural hedge 又は financial hedgeにより、少なくとも貸出金の90%がカバーされていることが必要。

- natural hedge: 送金・賃貸収入・賃金等により、債務者が、通常の手続として、貸出金の通貨とマッチする外貨収入を得ているケース。
- financial hedge: 金融機関との間で先物契約等を締結しているケース。

11. オフバランス項目

- 最終規則:コミットメントの定義を明確化
 - コミットメント:信用供与・資産購入・信用代替を行うことについて、銀行が申し入れ、顧客により受諾された契約。
 - なお、各国裁量により、法人向けコミットメントのうち、以下の4要件を満たす契約を、コミットメントから除外することが可能。
 - ①銀行は、顧客から手数料を受領していない。
 - ②顧客は、引出の都度、銀行への申請が必要。
 - ③顧客が所要の要件を満たしているかに拘らず、銀行は、引出の是非を判断可能。
 - ④銀行は、顧客の信用力を評価した上で、引出の是非を判断。
- また、下記のオフバランス項目について、想定元本額に乗じる掛け目(CCF)を変更。

	任意の時期に、無条件に取消可能な コミットメント	その他のコミットメント
現行規則	0%	20%(原契約期間1年以内) 50%(原契約期間1年超)
最終規則	10%	40%

12. デフォルト債権

- 現行規則：90日超延滞している債権の非担保部分は、個別貸倒引当金（部分直接償却額含む）の未引当部分に対して、個別貸倒引当金の引当率に応じてRWを適用。
- 最終規則：90日超延滞している債権、実質的にデフォルトした債権（条件緩和・個別貸倒引当金・直接償却のある債権等）の非担保部分は、個別貸倒引当金（部分直接償却額含む）の未引当部分に対して、個別貸倒引当金の引当率に応じてRWを適用。

個別貸倒引当金 ÷ 融資残高	20%未満	20%以上 50%未満	50%以上
RW(現行規則)	150%	100%	50%
RW(最終規則)	150%	100%	100% (各国裁量で50%も可)

13. 信用リスク削減手法

- 現行規則：
 - a. 金融資産担保: 簡便手法(担保資産のRWと債務者のRWを置き換える方法)、包括的手法(担保額にボラティリティ調整率(ヘアカット率)を適用し、エクスポージャー額から担保額を控除する方法)のいずれかを適用。
 - b. 証券金融取引: 包括的手法、VaRモデル手法、内部モデル手法のいずれかを適用。
- 最終規則：
 - a. 金融資産担保: 包括的手法のヘアカット率について、①(現行認められている)自行推計を廃止すると共に、②ソブリン以外の当局設定値のリスク感応度を向上。
 - b. 証券金融取引: ①ヘアカット率の自行推計(包括的手法)・②VaRモデル手法を廃止。また、中央清算機関において集中清算されない証券金融取引について、ソブリン以外の担保に最低ヘアカット率を設定。

参考1:信用リスク(標準的手法)の見直しの概要

	現行規則	最終規則(※1)
銀行向け債権	①ソブリンの外部格付、又は ②貸出先の外部格付を参照(各国裁量) RW=20~150%	①貸出先の外部格付、又は ②自己資本比率規制等の充足度を参照 RW=20~150%
事業法人向け債権	外部格付を参照 RW=20~150% (無格付の場合、100%)	外部格付を参照 RW=20%~150% (無格付の場合、中堅中小企業は85%、それ以外は100%)
株式	RW=100%	RW=250%(※2) (投機的な非上場株式:400%)
劣後債	RW=100%(銀行向けの場合) 外部格付を参照(法人向けの場合)	RW=150%
リテール (中小企業、個人向け)	RW=75%	RW=75% (トランザクターは45%(※3))
不動産担保債権 (居住用不動産)	・RW=35%(LTVが100%以下の場合) ・RW=75%(LTV100%超)	LTVを参照 RW=20~70%(※4)
不動産担保債権 (商業用不動産)	RW=100%	債務者のRW (LTV60%以下の場合60%が上限)(※4)
コミットメント の掛け目(CCF)	・無条件で取消可能=0% ・その他=20%(1年以内)、50%(1年超)	・無条件で取消可能=10% ・その他=40%

※1: 中央政府・中央銀行・公共部門向け債権の取り扱いは、現行規則から変更なし。

※2: 5年間の経過措置有り(適用初年度のRWを100%とし、RWを30%(投機的な非上場株式:60%)ずつ引き上げ)。

※3: クレジットカード与信のうち過去12か月間に返済遅延のない債務者向け与信、又は、過去12か月間に引出実績のない当座貸越。

※4: 不動産担保債権について、返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合、より保守的なRWを適用。

参考2:信用リスク(標準的手法)に関する市中協議文書案

	第一次市中協議案 (2014年12月)	第二次市中協議案 (2015年12月)
銀行向け債権	自己資本比率と 不良資産比率を参照 RW=30~300%	①貸出先の外部格付、又は ②自己資本比率規制等の充足度を参照 RW=20~150%
事業法人向け 債権	売上高とレバレッジを参照 RW=60~300%	外部格付を参照 RW=20%~150% (無格付の場合、中堅企業は85%、それ以外は 100%)
株 式	上場株:RW=300% 非上場株:RW=400%	RW=250%
劣後債	RW=250%	RW=150%
リテール (中小企業、個人向け)	RW=75%	RW=75%
不動産担保債権 (居住用不動産)	LTVと借手の支払能力を参照 RW=25~100%	LTVを参照 RW=25~75%(※)
不動産担保債権 (商業用不動産)	①債務者のRW(60~300%) ②LTVを参照(75~120%)	債務者のRW (但し、LTV60%以下の場合は60%が上限)(※)
コミットメント の掛け目(CCF)	・無条件で取消可能=10% ・その他=75%	・無条件で取消可能(リテールのみ) =[10~20]% ・その他=[50~75]%

※:不動産担保債権について、返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合、より保守的なRWを適用。